

神戸大学大学院システム情報学研究科における博士課程を
経ない者の学位論文草稿の内見に関する申し合わせ

(平成 21 年 11 月 17 日システム情報学研究科設置準備委員会決定)

(趣旨)

第 1 条 博士課程を経ない者で、神戸大学大学院システム情報学研究科に学位の授与を申請しようとする者（以下「学位申請希望者」という。）があるときに、その申請に先立って実施する学位論文の草稿の内見に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内見の申し出)

第 2 条 学位申請希望者は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の教授又は准教授（以下「内見受理教員」という。）に学位論文の草稿の内見を申し出るものとする。

2 学位論文草稿の内見の申し出を受けた教員は、学位論文草稿の学術領域との関連性等を確認した上で、内見受理教員となるときは、学位申請希望者に次の書類等を提出させるものとする。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 論文目録（別紙様式 1） | 必要部数 |
| (2) 学位論文の草稿 | 必要部数 |
| (3) 論文内容の要旨の草稿（別紙様式 2） | 必要部数 |
| (4) その他の参考論文 | 必要部数 |

(内見委員会)

第 3 条 内見受理教員は、学位申請希望者ごとに、内見委員会を設けるものとする。

2 内見委員会は、内見受理教員及び内見受理教員から委嘱された研究科博士課程担当相当の教授又は准教授（うち、教授 2 人以上を含む。）の合計 2 人以上をもって組織する。

3 内見受理教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

内見委員会の委員長は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授をもって充てる。

内見委員会は、学位論文草稿等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定するものとする。

4 内見委員会は、学位申請希望者の学位申請資格の有無の審査を必要と認めるときは、学位申請希望者に次の書類を提出させて、研究科長に学位申請資格審査委員会の開催を求めることができる。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 履歴書（別紙様式 3） | 必要部数 |
| (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明 | 必要部数 |
| (3) 在職・研究従事内容証明書（別紙様式 4） | 必要部数 |

5 内見委員会の委員長は、内見が終了したときは、学位論文草稿内見結果報告書（別紙様式 5）を教育推進委員会委員長に提出するものとする。

(内見結果審査委員会)

第 4 条 研究科は、内見の結果について審査するため、内見結果審査会（以下「審査会」という。）を開く。

2 審査会は、教育推進委員会委員長から招集された研究科の教員によって構成され、教育推進委員会委員長がその議長となる。

3 審査会は、必要に応じ、被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 審査会は、学位論文草稿内見結果報告書に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し、学位審査に値すると判定された学位申請希望者ごとに神戸大学大学院システム情報学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規の第 8 条に定める学位論文審査委員会の委員候補者（主査及び副査の候補者）を選出するものとする。

(研究科長への届出)

第 5 条 教育推進委員会委員長は、審査会終了後、学位論文草稿内見結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（論文博士）（別紙様式 6）を研究科長に提出するものとする。（履歴書

を1部添付するものとする。)

附 則

この申し合わせは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和5年4月1日から施行する。